お茶の水女子大学

大学間交流協定に基づく交換留学プログラム

誓約書

­

お茶の水女子大学 学長 殿

私及びその父母またはそれにかわる保護者等（以下、「保護者等」という。）は、お茶の水女子大学（以下、「貴学」という。）の大学間交流協定に基づく交換留学プログラム（以下、「交換留学」という。）について、指導教員や学年主任、またはそれに準ずる教員（以下、「指導教員等」という。）に了承を得て、申請します。なお申請及び留学するにあたり、下記の事項を誓約し、誓約事項に反した場合は留学派遣の資格の喪失や奨学金・助成金を含む支援を取り消されても異議を申し立てません。

交換留学実施年度：

学部/研究科：

学科/専攻：

コース・講座/領域：

学籍番号：

氏名：

学生本人署名

誓約日　　　西暦　　　　　年　　　　月　　　　日

保護者等署名

本人との関係

本誓約書の内容を確認し、交換留学への参加を了承します。

指導教員等署名

※下線部にそれぞれ自筆で記入し、1枚目のみ国際課へ提出してください。

記

【誓約事項】

**I. 申請**

1. 留学にかかる諸経費について、貴学または外部団体等が支援する場合を除き、学生本人またはその保護者等が支払う必要があることを理解していること。支払の遅延がある場合、留学派遣の取消しがあることを了承すること。  
   （留学にかかる諸経費の例）

貴学の授業料、授業料免除協定のない派遣先大学・機関等（以下、「派遣先機関」という。）の授業料、渡航費用、ビザ手配などの渡航手続きに係る必要経費、海外保険料、OSSMA含む危機管理サービス利用料、留学中の生活費、寮費、その他貴学より加入指示のあるサービス等の利用料等。

1. 申請資格及び希望する派遣先機関の応募要件を満たしている、もしくは満たす見込みがあること。
2. 推薦候補者として採用された後は、原則貴学が正当と認める場合を除き、辞退ができないことを理解すること。
3. 指導教員や学年主任、またはそれに準じる教員の了承を得た上で申請すること。
4. 保護者等の了承を得た上で申請すること。

**II. 推薦候補者決定後～交換留学開始までの期間**

1. 推薦候補者として採用されることは、派遣先機関へ派遣候補者として推薦されることについて学内でのみ決定している状態であり、派遣先機関での受入を保証するものではないことを了承すること。派遣先機関の事情によって受入が許可されない場合があることを了承すること。
2. 派遣先機関が所在する国・地域の治安等の状況によっては、貴学が交換留学の中止や延期を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、貴学の指示に速やかに応じること。
3. 申請資格を喪失しておらず、希望する派遣先機関の応募要件を満たしていること。学業成績が著しく低下した場合、素行が不良な場合は、留学派遣を取り消されることがあることを了承すること。
4. 出発前のオリエンテーション、研修等の参加指示がある場合には出席すること。やむを得ない事情により出席ができない場合には、必ず研修等の主催者に事前連絡の上、指示に従うこと。無断欠席など参加指示に従わなかった場合、留学派遣を取り消されることがあることを了承すること。
5. 留学派遣に必要な貴学及び所属学部等における諸手続き、 留学にかかる諸経費の支払い、派遣先機関に提出する各種書類の作成、パスポート及びビザ等の取得、保険・危機管理サービス等加入手続き、海外渡航届出に係る諸手続き、単位認定手続きなどは事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
6. 留学派遣に際しては、必ず、渡航期間（日本における住居出発時から日本における住居帰着時まで）を通して有効な海外旅行保険へ加入すること。その他指示がある場合には危機管理サービス等への登録を行うこと。また、貴学指定の海外旅行保険・危機管理サービスに加入した場合であっても、派遣先機関や滞在する国・地域から別途保険に加入することを求められた場合は、指示のあったすべての保険に加入すること。

**III. 交換留学中**

* 1. 貴学の学生として本分をわきまえ、派遣先機関の指示に従い、学生本人の自覚と責任において行動すること。
  2. 滞在する国・地域の法令、派遣先機関の学則及び貴学の諸規則を遵守するとともに、貴学及び派遣先機関の指導教員、担当者等の指示に従い、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。
  3. 交換留学の趣旨を十分理解し、派遣先機関にて学業に精励すること。派遣先機関より履修・参加等の指示があった場合には、これに従うこと。また、学業成績が派遣先機関の定める基準を下回る場合や貴学が学業不振であると判断した場合は、途中帰国の措置をとることがあるので、これに従うこと。
  4. 交換留学としてふさわしい行動をとり、他の学生、貴学教職員、派遣先機関、ホストファミリー等に迷惑をかけるような行動は慎むこと。
  5. 万一、交換留学中に、不測の事故などが起きた場合には、貴学並びに派遣先機関との信頼関係に基づき、対応に協力すること。
  6. 貴学や派遣先機関の指導・管理が及ばない学生本人の個人的な行動に起因する事故、疾病及びそれに伴う損害が発生した場合には、学生本人及びその保護者等の責任とすること。その場合の損害は、学生本人が加入している海外旅行傷害保険等で賄うこと。その他、貴学や派遣先機関の指導・管理の及ばない偶発的な事故、災害、暴動、テロ、疾病、犯罪などによる損害についても、貴学や派遣先機関が責任を負わないことを了承すること。
  7. 派遣先機関の事情の他、派遣先機関が所在する国・地域の治安上の問題、天災等の発生により、貴学及び派遣先機関等交換留学の中止・帰国勧告を決定することがあるので、これらの事態が生じうることを理解し、貴学の指示にすみやかに応じること。
  8. 海外渡航届出システムに登録する内容を常に最新の情報に更新すること。また定められた時期に、貴学交換留学担当部署への現地到着報告、近況報告、履修状況及び出欠状況、課題提出状況、安否確認等の報告を行うこと。
  9. 派遣先機関が居住先を指定している場合には、その居住先に滞在すること。

**IV. 交換留学終了後**

1. 必ず日本へ帰国し、貴学に復学すること。
2. 海外渡航届出システムの登録情報を更新し、帰国報告を行うこと。また、交換留学担当部署へメールにて帰国報告を行うこと。
3. 交換留学担当部署から報告書などの書類の作成・提出などが課されている場合には、期日までにそれらを提出すること。
4. 派遣先機関での活動について、本学等が学習成果を認められないと判断し、奨学金・助成金の返還を指示する場合には、これに従うこと。

**V. その他**

* 1. 貴学の交換留学の運営上必要な範囲において、指導教員等を含む学内関係者、海外旅行保険会社、危機管理サービス団体、航空会社、旅行代理店、派遣先機関、関係省庁や在外機関等と貴学との間において、本人及び保護者等に関する個人情報（氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレス、パスポート情報、学生本人の成績等）や生活状況等の情報の開示及び受領があることを了承すること。また、人命にかかわる事態やその他緊急を要する場合・重大な損害が生じるおそれがある場合は、事前の承諾なしに必要な情報を提供する場合があることを了承すること。
  2. 貴学は提出された個人情報を利用して、貴学が主催するイベント等の案内や、奨学金・助成金等の募集の案内、プログラム説明会へ体験者としての出席依頼などの連絡を行う場合があることを了承すること。
  3. その他、各プログラムにおいて別途定められた事項を遵守すること。

以上